福知山市上下水道部公告第37号

一般競争入札の実施について

福知山終末処理場 金属くず売払いに係る物品売払契約について、地方自治法施行 令 (昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり一般競争入札の実施を公告する。

令和7年10月10日

福知山市上下水道事業管理者職務代理者 上下水道部長 神内 明宏

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 案 件 名 福知山終末処理場 金属くず売払い
- (2) 引渡場所 福知山市 上荒河(福知山終末処理場) 地内
- (3) 契約概要 福知山汚泥処理施設再構築事業により撤去された金属くず の売払い
- (4) 引取期限 令和8年2月6日
- (5) 契約の詳細 別に定める仕様書のとおり
- 2 入札参加資格

この案件の入札参加資格は、次の要件を全て満たし、競争入札参加申請に基づき本市が資格認定した者とする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱(平成15年福知山市告示第1 37号)に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (3) 福知山市暴力団等排除措置要綱(平成23年福知山市告示第126号)に基づく入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (4) 令和7年度福知山市指名競争入札等参加資格者名簿(物品)で「買受け 鉄・非 鉄金属くず」に登録されている者のうち、福知山市内に本社又は本店を有するも のであること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ア資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

- (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会

社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては、執行役)、持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社 更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」と いう。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合そ の他この号ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場 合
- 3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 公告日から令和7年10月17日(金)までの午前8時30分から 午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (2) 提出先 〒620-0876 福知山市字堀(水内)945 福知山市上下水道部経営総務課管理係
- (3) 提出方法 持参又は郵送による提出
- (4)提出書類
 - ア 一般競争入札参加申請書(様式1)
 - イ 誓約書(様式2)
- (5) 入札参加資格の有無
 - ア 入札参加資格が「無」と確認された者には、令和7年10月21日(火)午後 5時までにファックスによる送信又は電話連絡により通知する。また、後日その 理由書を送付する。
 - イ 入札参加資格が「有」と確認された者には、令和7年10月21日(火)午後 5時までにファックスによる送信又は電話連絡により通知する。また、後日「入 札参加資格者証」を交付し、入札参加通知書を送付する。

4 質疑

入札に関して質疑がある場合は、指定の質問書に質疑内容を記入の上、ファックス又はメールにて提出すること。

(1) 質疑提出期間 公告日から令和7年10月29日(水)午後5時まで。ただ し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- (2) 質疑提出先 福知山市上下水道部経営総務課管理係
 - メールアドレス w-soumu■city.fukuchiyama.lg.jp ※ただし、■は@と読み替えること。
- (3)質問回答日 令和7年10月30日(木)午後5時までとし、参加資格「有」 の者全員に電子メール又はファックスで回答を行う。ただし、 七曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 入札保証金

福知山市財務規則(昭和54年福知山市規則第1号)第117条第1項第3号により徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額を徴収する。

- 6 入札日及び入札場所
- (1) 日時 令和7年10月31日(金)午後1時30分から
- (2)場所 福知山市上下水道部庁舎3階301会議室

7 入札方法

- (1)入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、令及び福知山市 財務規則の規定により行う。
- (2) 代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出することとする。
- (3)入札回数は、3回以内とする。
- (4) 入札者は、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (5)入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号 又は名称)を記載し、封筒の貼合部分に3点封印(委任状を提出しない場合は代 表者印、委任状を提出する場合は代理人印)すること。ただし、直ちに再度入札 を行う場合にあっては、この限りでない。
- (6) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以上の価格の入札がない ときは、再度の入札をする場合がある。
- (7) 再入札となる場合には、その場で直ちに再入札を行う。
- (8) 前号の場合において、前回の入札に参加した者のうち無効又は失格の入札をした者は、これに参加することができない。
- (9) 開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直 ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (10) 郵便による入札は認めない。
- (11) 入札金額は、各項目単価に各項目の予定数量を乗じ合算したものとする。
- (12) 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10 に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税 事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の資格、入札に関する条件に違反した者の入札
- (2) 1つの入札について同一の者(他の代理人として入札した場合を含む。)が2以上の入札書を提出した入札

- (3)金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (4) 入札書の事業名称、商号若しくは名称のいずれかが記載されず、若しくは記載 に重大な誤りがあり、又は入札書の押印のない入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (6) 虚偽の申請又は届出を行った者のした入札
- (7) 連合等の不正行為によってされたと認められる入札
- (8) その他入札条件に違反した入札
- 9 落札者の決定方法

福知山市財務規則第118条の規定により設定された予定価格以上で、最高価格の入札をした者を落札者とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付するものとする。この場合において、福 知山市財務規則第117条第2項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に 代えることができる。

なお、福知山市財務規則第148条第1項各号のいずれかに該当する場合は、全部 又は一部を免除する。

また、契約保証金は契約代金に充当できるものとする。

- 11 契約書の作成の要否 必要
- 12 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 13 間合先

福知山市上下水道部経営総務課管理係 電話 0773-22-6503 (直通) ファックス 0773-22-6555 メール w-soumu ■ city.fukuchiyama.lg.jp

ただし、■は@と読み替えること。